

【バイク】・【軽自動車】・【普通自動車】等 転出時の手続きについて

松伏町から転出して15日以内に、次の手続きをお願いします
(松伏町税条例 第87条 ・ 道路運送車両法 第12条)

原付バイク・ミニカー等

(松伏町ナンバー)

【ナンバー】と【標識交付証明書】を次のいずれかに返納してください。

- (新住所地で新規にナンバーを取得する場合) 新住所地の役所
- (上記の場合・廃車する場合) 松伏町役場税務課 048-991-1833



- ※ 転出後は、一定期間経過後、松伏町ナンバーの登録を抹消します。
- ※ 登録を抹消されたナンバーは、使用することができません。
- ※ 転出後もバイクの保管場所を松伏町にする場合は、届出をしてください。この場合は、松伏町ナンバーを継続してお使いいただけます。

126cc 以上のオートバイ

(春日部ナンバー)

次の場所に手続きの確認をお願いします。

- (継続使用する場合) 新住所地を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所
- (廃車する場合) 春日部自動車検査登録事務所 050-5540-2028

軽自動車・ボートトレーラー

(春日部ナンバー)

次の場所に手続きの確認をお願いします。

- (継続使用する場合) 新住所地を管轄する軽自動車検査協会
- (廃車する場合) 軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 050-3816-3113

普通自動車

(春日部ナンバー)

次の場所に手続きの確認をお願いします。

- (継続使用する場合) 新住所地を管轄する自動車検査登録事務所
- (廃車する場合) 春日部自動車検査登録事務所 050-5540-2028